

建築と住宅の性能評価に関するQ & A

Vol. 1

建築基準法と住宅品質確保法に関する

あなたの素朴な疑問にお答えします。

仲谷 一郎

建築基準法の大改正及び住宅品質確保法の制定を受け、建築物の質が重要視される時代に、一挙に突入することになりました。新しい法律の精神及び活用法についてのご質問に、できるだけわかりやすく、みなさまの視点にたってお答えしていきたいと思えます。普段抱いていらっしゃる疑問・質問を下記までお寄せください。

性能評価副本部長 仲谷一郎

TEL : 03-3664-9216 FAX : 03-5649-3730

e-mail nakaya@jtccm.or.jp

Q1 建築基準法の改正によって、防火材料及び防耐火構造等の大臣認定手続きがどのようにかわったのか？

A1 平成12年6月1日から、改正建築基準法が完全に施行されることになり、大臣に代わって、材料及び構造の性能を民間が評価できるようになりました。これまで、日本建築センターが認定をおこなっていたのではないかと、思われるかもしれません。しかし、建築センターがおこなっていたのは、あくまでも建設大臣がおこなう指定ないしは認定行為の前捌きにすぎません。実際には、建築センターは個別の企業からの大臣認定の際の事前審査の意味で、建設省の依頼を受けて自主的に認定を実施していただけです。一方、団体がまとまって指定・認定を申請する通則認定の際には、建設省の付属機関である建築研究所が責任を持って、評価をおこなってきました。

ところが、新法の下では、この流れががらりと変わってしまいました。あまりにも劇的な変わり方でしたので、性能評価機関にお見えになるお客様の中には、なかなか変化を理解してくださらない方がいらっしゃいます。この場を借りて、どのように変わったのかを簡単に説明させていただき

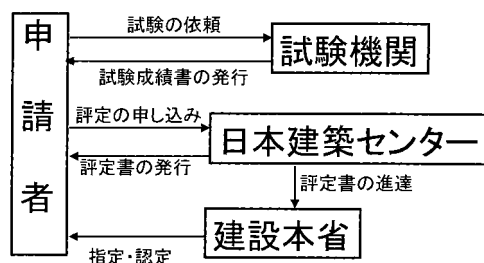


図1 旧建築基準法における手続きの流れ

たいと思えます。

6月1日までは図1にあるように、建設大臣から指定・認定を受けようとする際には、まず、建設省が指定する試験機関で試験を実施して、試験成績書を発行してもらいます。次に、その試験成績書を添付して、日本建築センターに認定の申し込みをおこなうこととなります。日本建築センターは、認定委員会で審議した結果を認定書の形にとりまとめ、申請者に発行します。本来は、この認定書を添付して、建設大臣に指定・認定の申請をおこなうのですが、事務の簡素化を図るために、日本建築センターが申請者に代わって、認定書を建設

本省に進達していました。従って、申請者の立場から見ると、日本建築センターに評定を申請し、評定が無事に終了すると、自動的に大臣から認定がもらえるように見えていました。

新法になってからは、法令で規定する構造及び方法について建設省から指定を受けた（海外の機関の場合には承認を受けた）性能評価機関で、建築基準法の要求を満足していることの評価を実施することが、法律で位置づけられました。この性能評価は、必ずしも試験の実施を伴わなければいけないものではありませんが、防火関係の材料及び構造の認定については、試験の実施が義務づけられています。従って、図2にあるように、大臣認定を取得しようとする方は、まず、性能評価機関で試験を伴う性能評価を受けていただくことになります。その後、申請者が、性能評価機関の発行した性能評価書をもって、建設大臣に認定の申請をすることになります。

申請者の側から見ると、従来の試験機関が、建築センターがおこなっていた評定も一緒に実施するようになったと見えるかもしれませんが。実際には、それ以上の権限と責任が、建設大臣から新たな性能評価機関に委譲されています。法令上、最終的に大臣が認定するかどうかを決めるのは、建設省の役割となっています。しかし、性能評価機

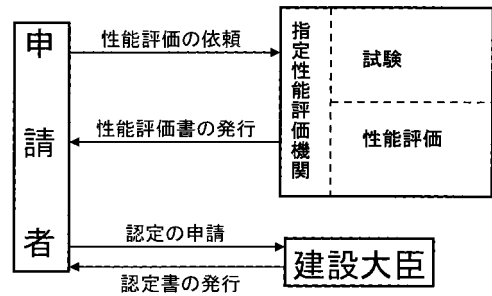


図2 新建築基準法における手続きの流れ

関の発行する性能評価書に基づいて認定をおこなうことが、明確に法律でうたわれているので、実質上、性能評価の完了を持って認定の取得ということになります。

このように、性能評価機関は、重大な責任を果たさなくてはならなくなりました。このため、性能評価は、大臣がその能力を認めた評価員2名以上で実施することが法令で定められています。建材試験センターは、5名以上の職員が防火を専門とする評価員として建設省から認められました。これは、これまでの防火試験の実施に関する業績が、建設省から高く評価されたものと考えられます。なお、当センターでは内部の職員による審査の他に、菅原東大教授並びに前田千葉大助教授にも認定のための審査にご参加いただき、審査の内容を常に高い水準に保つよう努力しております。

Q2 新建築基準法における、防火材料及び防耐火構造等の性能評価は、どのようにおこなわれるのか？

A2 旧法における指定・認定は、建設省が定めた試験法に則って、指定試験機関で試験データを求めるところから始まりました。得られた試験の結果は、建築センターに設置されていた防火性能評定委員会で審議されました。ここでの審議の進め方について、法的な制約は一切ありませんでしたので、割に自由に試験の結果を解釈し、法令の要

求への適合性を議論することができました。これは、試験方法に係る部分が、法律及び政令といった法令による規定、もしくは告示、通達といった伝達手段によって、建設省が規定していたということの影響が大きくありました。このほかに、評定を実施する機関が、建築センターに限定されていたので、解釈についても、必要に応じていくら

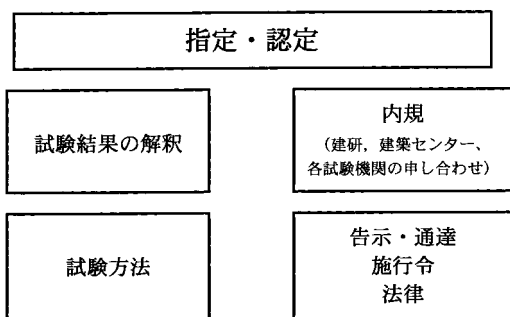


図3 旧建築基準法における指定・認定の仕組み

でも内規を定めて対応することができたということもありました(図3)。

新法においては、指定・認定のための評価は、性能評価機関で一貫しておこなわれることになりました。また、法令は、性能評価のよりどころとなる基本的な要求についてのみを規定することとなりました。試験の方法を含む性能評価の進め方については、性能評価機関が独自に定めることとなりました。但し、独自に定めることができるとしても、省令の規定により、各評価機関が業務方法書として定めて、それを事前に建設省に届け出て認可を得ておかなければなりません。建築センターの評定委員会でおこなっていたように、適宜、内規を定めるというやり方は、もうできなくなりました(図4)。これは、指定・認定手続きの透明性を高めるといふ、建設省の方針を反映したものと なっています。

各評価機関は、上記の建設省の方針を受けて、他とは異なる独自の評価方法を定めてもよくなったわけですが、そのようなことをすると社会にいろいろな混乱を招き入れることになりかねません。そこで各評価機関は自主的な集まりを持って、お互いの業務方法書のすりあわせを実施いたしました。従って、現在、評価機関として指定されている機関は、どこも、ほぼ同一の業務方法書に則って業務を実施しています。今後は、各機関が、あ

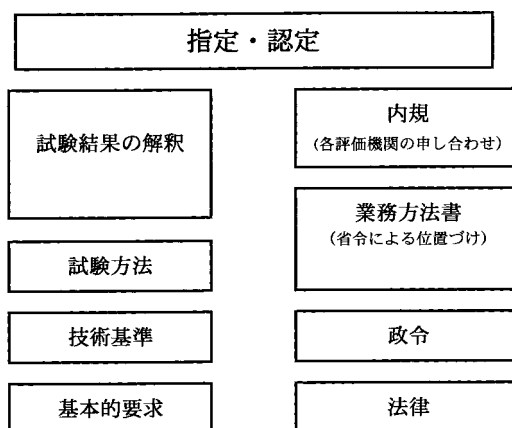


図4 新建築基準法における指定・認定の仕組み

る程度の独自色を打ち出していくことも考えられますが、当面は、無用の混乱を避けるために自主的な協調路線を継続していくことで合意しています。

なお、新法に基づく性能評価においては、試験を必ず伴うこととなりますので、大臣認定が終了した後に、仕様を変更したり、追加したりすることはできなくなりました。性能評価を申し込む際には、申請する仕様の範囲について、事前に十分にご相談下さい。仮に、試験体の仕様と申請仕様との間に差がある場合には、合理的な理由があることが大前提となります。

仕様の範囲の検討においては、当センターにいる経験豊かなスタッフが、皆様のご相談にできるだけ応じさせていただきます。しかし、性能評価に当たる者がコンサル業務を兼務することは禁じられておりますので、その対応には限界があることを、ご承知おき下さい。

また、既存の業務方法書で判断しかねる新工法・製品についても、お客様のニーズに合わせた評価を実現できるように、業務方法書の改善に努めて参ります。ご要望等がございましたら、性能評価本部までお知らせ下さい。